

自治体の情報公開条例の改正を求める意見書

2010年（平成22年）4月16日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

情報公開条例における請求権者を「何人も」と改正し、また、インターネット及びファクシミリによる情報公開請求を認める運用をされたい。

意見の理由

第1 情報公開条例における請求権者について

- 1 当連合会は、1980年に「情報公開法等の制定に関する決議」を採択して、国に対して、知る権利を制度的に保障する情報公開法の制定を求め、1990年に旭川市で開催された人権擁護大会において「情報主権の確立に関する宣言」を採択して情報公開法の制定を強く求め、1996年5月の定期総会において「国民のための公開原則に立つ情報公開法の制定を求める決議」を採択し、1997年1月には「情報公開法要綱案に対する意見書」を発表し、同年3月には条文の形で「情報公開法（試案）」を発表した。また、情報公開法では対象とならなかった独立行政法人や特殊法人等、いわゆる政府関連法人の情報公開についても、2000年1月に「政府関連法人の情報公開制度に関する意見書」を公表して、政府関連法人情報公開法の制定を強く促し、2004年8月「情報公開法の見直しにあたっての裁判手続におけるウォーン・インデックス手続及びインカメラ審理の導入の提言」を発表して、情報公開訴訟にいわゆるウォーン・インデックス手続及びインカメラ審理を導入すべきことを提言し、同年11月には「情報公開法の改正に関する意見書」を発表した。さらに、2006年2月に「情報公開法の改正に関する意見書（情報公開法の制度運営に関する検討会報告に対する意見）」、2008年10月に「公文書管理法の早期制定と情報公開法の改正を求める意見書」、2009年4月に「公文書管理法案の修正と情報公開法の改正を求める意見書」を提唱し、一貫して、情報公開による民主的国家の発展に寄与する政策的提言を行ってきた。
- 2 ところが、別表に掲げるとおり、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、石川県、島根県、広島県、香川県の8の都県では、請求権者を「何人も」と定めておらず、請求権者を制約したままとなっていること、及びインターネットあるいはファクシミリによる公開請求を認めない運用例のあることが判明した（201

0年4月1日現在)。

- 3 請求権者に制限を設けているこれらの地方公共団体においては、「当該地方自治体内に住所を有する者や、事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、事務所又は事業所に勤務する者、当該地方自治体の学校に在学する者のほか、これらには該当しないが、実施機関の事務事業に利害関係を有するもの」を請求権者と限定している例がある。
- 4 これらの地方公共団体は、改正をしない理由について「実施機関の事務事業に利害関係を有するもの」と認められるときは公開するとしているから、これで対処できるとしている。しかし、これでは、「利害関係を有するもの」との証明をいちいちしなければならないうえに、「利害関係を有するもの」の運用の範囲が極めて狭く、任意提供の申出に切り換えることを余儀なくされ、結局は、不服申立てができないなど、極めて使い勝手が悪い制度となっている。
- 5 請求権者を「何人も」に改正する必要性は、次の理由からも高いものである。
 - (1) 情報公開制度のお手本といわれるアメリカ電子情報自由法は、請求権者を「何人も」と規定している。わが国の情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）も、行政機関の保有する全ての行政文書を対象として、誰でもその開示を請求することができる権利を定めている。その趣旨は、政府が国民に対して持つアカウンタビリティ（説明責務）を全うすることと、行政の在り方を最終的に決定するのは国民であることを明確にして、民主的な行政の推進に資することを目的にしているからである。
 - (2) 例えば、環境問題においては、地球温暖化や生物多様性の問題における地方自治体の政策や実態調査結果などの情報を、広く県外の住民にも提供することが、環境保全に資することになる。廃棄物の不法投棄については、廃棄物が都道府県の県境を超えて広域移動するため、国民が違法な廃棄物の広域移動を把握し、監視活動をするためには、他の地方公共団体の者であっても、速やかで簡便な方法により、当該地方自治体が有している情報にアクセスできるシステムを構築することが、広域的で大規模な不法投棄を防止することになる。とりわけ、廃棄物処理法が定める実績報告書や、監視活動の記録は、不法投棄を早期に覚知するためにも、県外者にも公開することが緊急の課題である。
 - (3) 多くの都道府県の情報公開条例が、請求権者を「何人も」と規定しており、今や、請求権者を限定しているのは、8都道府県と少数である。

第2 インターネット及びファクシミリによる情報公開請求について

- 1 インターネットによる情報公開請求の点は、今日、広く市民生活において普

及しているインターネットを用いて情報公開請求ができるることは、市民の知る権利をより確実に保障し、民主社会の形成、発展に寄与すること、国の e-Japan 戦略において「我が国は、すべての国民が情報通信技術（ＩＴ）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない。」とし、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（e - 文書法）においても、財務・税務関係の帳票類や取締役会議事録など、商法等で保管が義務づけられている文書について、紙文書だけでなく電子化された文書ファイルでの保存が認められるようになっていること及び既に多くの地方自治体の情報公開条例においてインターネットによる情報公開請求が認められるようになっていること等に鑑みると、当然に認められてしかるべきである。

2 また、インターネットによる情報公開請求の機会を持たない人々の知る権利を保障するためには、ファクシミリによる情報公開請求等も認められてしかるべきである。

(別表) 各自治体の請求権者の規定及び請求方法の運用について

		請求権者	請求方法	
		何人も	ファクシミリ	インターネット
1	北海道			
2	青森県			
3	岩手県			
4	宮城県			
5	秋田県			
6	山形県			(H19.3~)
7	福島県	(H21~)		
8	茨城県			
9	栃木県			
10	群馬県			
11	埼玉県			
12	千葉県			
13	東京都			
14	神奈川県	(H22.4~)		
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			(H20.11~)
18	福井県			(H19.3~)
19	山梨県			
20	長野県			(H19.4~)
21	岐阜県		(H19.4~)	
22	静岡県			
23	愛知県			
24	三重県			
25	滋賀県			
26	京都府			
27	大阪府			
28	兵庫県			
29	奈良県			
30	和歌山県			
31	鳥取県	(H21.10~)		
32	島根県			
33	岡山県			
34	広島県			
35	山口県			
36	徳島県	(H19~)		
37	香川県			
38	愛媛県	(H20.10~)		
39	高知県			
40	福岡県			
41	佐賀県			
42	長崎県	(H19.7~)		
43	熊本県			
44	大分県			
45	宮崎県			
46	鹿児島県			
47	沖縄県			
	計	39	42	44

2007年3月12日の
第41回徳島県情報公開審査会
資料第3(他県調査結果)を元に,
日弁連で追加調査
(2010年4月1日現在)